

熊本大学法学部
における組織評価
自己評価書

平成 30 年 9 月 28 日
3. 法学部

目次

I 熊本大学法学部の現況及び特徴	2
II 教育の領域に関する自己評価書	5
1. 教育の目的と特徴	6
2. 優れた点及び改善を要する点の抽出	7
3. 観点ごとの分析及び判定	7
4. 質の向上度の分析及び判定	11
III 社会貢献の領域に関する自己評価書	12
1. 社会貢献の目的と特徴	13
2. 優れた点及び改善を要する点の抽出	13
3. 観点ごとの分析及び判定	13
4. 質の向上度の分析及び判定	16
IV 国際化の領域に関する自己評価書	17
1. 国際化の目的と特徴	18
2. 優れた点及び改善を要する点の抽出	18
3. 観点ごとの分析及び判定	18
4. 質の向上度の分析及び判定	19
V 管理運営に関する自己評価書	20
1. 管理運営の目的と特徴	21
2. 優れた点及び改善を要する点の抽出	21
3. 観点ごとの分析及び判定	21
4. 質の向上度の分析及び判定	27
VI 男女共同参画に関する自己評価書	28
1. 男女共同参画の目的と特徴	29
2. 優れた点及び改善を要する点の抽出	30
3. 観点ごとの分析及び判定	30
4. 質の向上度の分析及び判定	31

I 熊本大学法学部の現況及び特徴

1 現況

(1) 学部等名：熊本大学法学部

(2) 学生数及び教員数（平成 30 年 5 月 1 日現在）

学生数：916 人、専任教員数（現員数：34 人、長期海外渡航：1 人）、助手：1 人

2 特徴

(1) 法学部は、昭和 54（1979）年度の法文学部の分離・改組による発足後、今日に至るまで、一貫して、社会の要請、学問の発展、学生の意識の変化等に対応すべく、望ましい法学部教育をめざして幾多の改革を行ってきた。その中でも、平成 16 年度の改革、すなわち、平成 16 年度から実施された国立大学の法人化により、法学部教育においてもその目的の達成が外部機関から評価されることとなり、法学部の教育目的の達成をいかに確実に行うかが課題となっていた。また、高等教育の制度設計上、学部教育と大学院教育との役割分担が明確になり、法学部では専ら法学に関する基礎教育を、大学院では法学に関する専門教育を行う必要性が出てきた。さらに、平成 16 年度には法科大学院（熊本大学大学院法曹養成研究科）が設置され、法学部から法科大学院への専任教員の移動が不可欠となり、基本法学科目の削減が余儀なくされたのであるが、平成 16 年度カリキュラムを実施していく中で法学に関する基礎教育という法学部の教育目的に照らして問題が指摘されたことにより、カリキュラム検討委員会を設置して平成 20 年度カリキュラムを作成した。その後、平成 20 年度カリキュラムの問題点を検証して、現行の平成 25 年度カリキュラムを作成し、実施した。

平成 27 年度末に平成 28 年度から熊本大学法科大学院の募集を停止することが大学執行部によって決定されたことから、法科大学院所属の教員を活用した法学部教育の再編成を検討することが必要となった。また、平成 25 年度カリキュラムの問題点を分析し、さらなるカリキュラムの改善を図る必要もあったため、平成 27 年度に学部長が諮問したカリキュラム検討 WG を立ち上げ、平成 29 年度実施に向けて新カリキュラムの作成を行った。

平成 29 年度実施予定のカリキュラムは、従来の法学部教育の体制を見直して、法学部教育の基本的事項を確実に押さえながら、学生の進路志望に応じて、法曹、地域人材、グローバル人材の育成のための少人数クラスでエリート教育を行うことを骨子としたもので、推薦入試の方法も改めて、高校教育との連携も視野に入れた抜本的なものであった。しかし、平成 28 年 4 月に発災した熊本地震の影響による高校の受験体制などを考慮して、全学実施を公表していた A0 入試によるグローバル・リーダー・コースの法学部受け入れ学生のためのグローバル人材クラスのカリキュラムのみを先行実施し、他のコース、クラス向けのカリキュラムと新制度による入試の実施は平成 30 年度に繰り下げることを決定した。

(2) 法学部は、人材養成目標を次のような二つの視点から設定しており、その第 1 は社会の「法化」に伴いそれを担う人材の養成という視点であり、第 2 は地域社会・国際社会に対する法学部の貢献という視点である。このような人材養成目標の視点に立って教育を行うこととしている法学部では、学生の進路に対応した教育を重視して、次のような三つの人材養成目標を設定している。①企業法務に必要な基礎的能力を備えた人材の養成。②公共政策の形成ないし政策法務に必要な基礎的能力を備えた人材の養成。③法科大学院及び社会科学系大学院進学に必要な基礎的能力を備えた人材の養成。このような人材養成目標を達成するための法学部の教育目的は、法的知識を基礎として、法的に又は政策的に「考える力」、「表現する力」、「議論する力」を用いて、現代社会に生起する具体的問題を解決しうる基礎的能力をもった人材を育成することにある。この場合、「法的」に考え、表現し、議論する基礎的能力とは、実定法の解釈と適用を通じて社会の具体的問題を解決しうる基礎的能力をいい、また、「政策的」に考え、表現し、議論する基礎的能力とは、法的素養に裏付けられた政策の企画、立案、形成を通じて、社会の具体的問題を解決しうる基礎的能力をいう。このような教育目的を達成するために、法学部は、シラバスに授業の達成目標・授業内容・評価方法を明示し、講義科目のほかに 1 年次から 4 年次まで演習科目を必修

とし少人数教育を徹底するとともに双方向・多方向型授業を展開し、CAP 制度、クラス担任制、オフィスアワー制度、進級制度など教育効果を上げるための制度を取り入れた教育活動を行うことを特徴としている。

(3) 法学部は、①地域的に固有な問題意識に立った研究、すなわち地方自治体や地域社会が抱える課題についての研究活動、②熊本県弁護士会を中心とした地元法曹界と本学部及び法科大学院教員で組織する「熊本法律研究会」を開催し、判例研究や先端的な法律問題に関する共同の研究活動、③法学部教員等をメンバーとして各教員の専門分野について研究報告を行う、専門分野横断型の研究活動、などを行っている。さらに、教員の研究活動を活性化するため、毎年度始めに当該年度の研究計画及び前年度の研究実績を記載した研究計画書を提出し、冊子体にまとめたものを各教員に配布し、研究シーズの共有を推進している。これらの特徴を有する活動を今後も継続していくことにより、法学部が取り組む共同研究においてはより一層の組織的拡大強化、国際化並びに学際化の推進のための制度整備、さらに社会貢献・地域貢献の観点から、地方自治体や地域社会の法曹実務家や政策実務家とのさらなる研究連携に取り組み、研究活動の改善・向上を図っている。

3 組織の目的

(1) 教育に係る法学部の目的としては、社会の「法化」に伴いそれを担う人材の養成という視点と地域に対する法学部の貢献という視点、という二つの視点が重要である。前者の視点では、司法制度改革審議会の提言などにより、国民が容易に自らの権利・利益を確保、実現できるよう、そして事前規制の廃止・緩和に伴って、弱い立場の人が不当な不利益を受けることのないよう、国民の間で起きる様々の紛争が公正かつ透明な法的ルールの下で適切かつ迅速に解決される仕組みの整備が進められてきたことや、このような仕組みが社会の主要な場面で効果的に機能するためには、一定水準の資質と能力を備えた法の担い手、すなわち、企業・行政・NPO・市民社会・国際社会において法の担い手となる人材や各種の法律実務家が必要となることから、法学部は、効果的にこれらの人材養成の一翼を担う責務があるということである。後者の視点では、本学部は、九州の中央部に位置する中核大学の法学部として、グローバル化の下で、当地域においても増大しつつある新たな法的・政策的ニーズに応える必要がある。このような地域のニーズは、まず、社会の「法化」の進行に伴って、地域社会の諸領域で法的紛争を予防・解決する必要性が増大してきたことがあげられ、次に、地方分権化の進行に伴って、地域主導型で公共政策を形成する必要性が増大してきたことがあげられる。これら2つのニーズを背景として、法学部教育には、企業や社会の中で紛争の法的な予防や解決を担い手となる人材及び公共政策の形成や政策法務を担い手となる人材の養成が期待されているということである。このような二つの社会的要請や期待に応える教育を行うため、法学部では、法学科1学科から構成されており、教養教育及び学部共通の専門基礎教育を2年次後期まで実施して、法学部としての共通教育を充実させるとともに、3年次から進路指向型のコース制（法学コース・公共政策コース）を採用し、法学コースでは法的に問題を解決する基礎能力を修得するための教育、及び公共政策コースでは政策的視点から問題発見・分析・解決・評価を行う基礎的能力を修得するための教育を行っている。このような教育を実質化するため、学生の受け入れについては、次のようなアドミッション・ポリシー、すなわち「①法学・政治学・経済学を学ぶ上で必要となる中等教育についての幅広い基礎学力をもっている人、②他者・社会・公共への関心を持ち、他人の異なった意見に謙虚に耳を傾ける人、③自分の頭で柔軟かつ論理的にものを考え、率直に議論・対話できる人、④公正・公平を追求する心、地域的及び国際的な感覚をもっている人、⑤社会や公共、とりわけ自らが生まれ育ち又は生活する地域社会における諸問題に対して、広範な知見の収集、他者との議論や対話を通じて解決策の提示を行う意欲のある人」を定めて、各種入学試験（①センター試験・前期日程試験、②③後期日程試験、②③④⑤推薦入学試験、②③④AO入試）と対応した選抜方法を採用し、入学者を受け入れている。さらに、「カリキュラム編成の方針」及び「学位授与の方針」を定め、法学部として組織的に、①法的ないし政策的に「考える力」・「表現する力」・「議論する力」、②法と政策の双方向から現実の社会で生起する問題に対応しうる基礎的な力、③法的な考

え方と政策的な考え方の基本を理解した上で法的思考や政策的思考の社会的な役割と限界を認識する力、④幅広い視野と総合的判断力をもって法的ないし政策的な考え方それ自体を批判的に認識する力、を育成することに努めている。また、2年次において「職業選択と自己実現」を開講し、3年次から進路指向型のコースを設け、民間企業、公務員及び大学院進学など学生が希望する進路に進めるような教育を目的としている。

(2) 法学部は、教員の専門分野における創造性豊かな卓越した研究活動を推進するとともに、各専門分野における研究成果の公表やその成果の還元を通じて、地域社会に限らず我が国の社会全体の、さらには国際社会において発生する種々の課題や問題の解決に寄与するような研究の推進を目的としている。法学部における研究を推進するため、本学部内に法学部教授会所属教員を主要な会員とする「熊本大学法学会」を設置し、法、政治、経済及び政策等に関する理論並びに実際を研究し、その成果を発表し、他の学会と提携・連携して斯学の発展と普及に寄与する活動を行っている。

(3) 法学部は、本学の社会貢献・地域貢献の目的に沿って、地域社会からの要請を的確に把握し、教育面における社会サービスの充実を図り、地域に開かれた大学としての役割を果たし、また地域社会が抱える課題を解決するため、自治体等の審議会・委員会への参画、課題解決に関する調査研究及びその成果に基づく政策提言、本学の教育研究成果の還元を行うことにより、地域活性化を推進することを目的としている。

(4) 法学部は、本学の国際化戦略に沿って、海外インターンシップの実施、国際奨学事業の実施、教員による国際的な研究活動及び交流の推進、交流協定校との学生交流及び学術交流、学生の海外留学及び留学生の受入れ等の推進を目的としている。

Ⅱ 教育の領域に関する自己評価書

1. 教育の目的と特徴

法学部は、人材養成目標を次のような二つの視点から設定しており、その第1は社会の「法化」に伴いそれを担う人材の養成という視点であり、第2は地域に対する法学部の貢献という視点である。このような人材養成目標の視点に立って教育を行うこととしている法学部では、学生の進路に対応した教育を重視して、次のような三つの人材養成目標を設定している。①企業法務に必要な基礎的能力を備えた人材の養成。②公共政策の形成ないし政策法務に必要な基礎的能力を備えた人材の養成。③法科大学院及び社会科学系大学院進学に必要な基礎的能力を備えた人材の養成。このような人材養成目標を達成するための法学部の教育目的は、法的知識を基礎として、法的に又は政策的に「考える力」、「表現する力」、「議論する力」を用いて、現代社会に生起する具体的問題を解決しうる基礎的能力をもった人材を育成することにある。この場合、「法的」に考え、表現し、議論する基礎的能力とは、実定法の解釈と適用を通じて社会の具体的問題を解決しうる基礎的能力をいい、また、「政策的」に考え、表現し、議論する基礎的能力とは、法的素養に裏付けられた政策の企画、立案、形成を通じて、社会の具体的問題を解決しうる基礎的能力をいう。このような教育目的を達成するために、法学部は、シラバスに授業の達成目標・授業内容・評価方法等を明示し、講義科目のほかに1年次から4年次まで演習科目を必修とし少人数教育を徹底するとともに双方向・多方向型授業を展開し、CAP制度、クラス担任制、オフィスアワー制度、進級制度など教育効果を上げるための制度を取り入れた教育活動を行うことを特徴としている。

[想定する関係者とその期待]

以上の目的・特徴等に照らして、法学部では、受験生、在学生及びその家族、卒業生、卒業生の雇用者（公的機関や民間企業等）及び地域社会を想定して、受験生、在学生及びその家族からは各学生の将来の進路希望を達成できる教育カリキュラムを提供が期待され、卒業生、卒業生の雇用者及び地域社会からは法学及び公共政策学の知識を基盤とした課題解決能力の育成と地域社会への貢献が期待されている。

2. 優れた点及び改善を要する点の抽出

【優れた点】

開講科目や授業内容の精選化を図るとともに教育内容及び教育方法を改善することにより、学業の成果及び就職や進学など進路決定の状況が堅実である。

【改善を要する点】

法科大学院受験や公務員試験受験など志望進路を早く決定している学生に向けたきめの細かい指導体制には改善の余地があり、別コースを立てるなどの対応が必要である。

3. 観点ごとの分析及び判定

分析項目 I 教育活動の状況

観点	教育実施体制
----	--------

(観点に係る状況)

法学部は、「①法学・政治学・経済学を学ぶ上で必要となる中等教育についての幅広い基礎学力をもっている人、②他者・社会・公共への関心をもち、他人の異なった意見に謙虚に耳を傾ける人、③自分の頭で柔軟かつ論理的にものを考え、率直に議論・対話できる人、④公正・公平を追求する心、地域的及び国際的な感覚をもっている人、⑤社会や公共、とりわけ自らが生まれ育ち又は生活する地域社会における諸問題に対して、広範な知見の収集、他者との議論や対話を通じて解決策の提示を行う意欲のある人」というアドミッション・ポリシーを定めて、センター試験及び前期日程試験は①、後期日程試験は②③、推薦入学試験は②③④⑤、AO入試は②③④と各種入学試験の種類とアドミッション・ポリシーとを対応させた選抜方法を採用し、入学者を受け入れている。

法学部では、法的知識を基礎として、法的にまたは政策的に「考える力」、「表現する力」、「議論する力」を用いて、現代社会に生起する具体的問題を解決しうる基礎的能力を育成するという教育目的のもとで、1学科2コース制を採用している。学部共通の専門基礎教育を2年次後期まで実施し、法学部としての共通教育を充実させるとともに、3年次から進路指向型のコース教育を導入している。3年次からのコース別教育として、法学コースと公共政策コースを設けている。法学コースでは、法的知識をもって活躍することを希望する学生や法科大学院進学を希望する学生に必要な教育を行っている。また、公共政策コースでは、政策形成能力を持って活躍することを希望する学生に必要な教育を行っている。これら2つのコースは、学生が自由に選択することができ、また、各コースで一定の選択必修科目の修得を必要とするが、その選択の範囲は広く設定されている。このような1学科2コース制で構成される本学部の収容定員は860人であるが、学生の収容定員と収容数に係る定員充足率は、毎年110%以下で推移しておりその増減の差も極めて小さくなっている。収容定員860人に対して32人の専任教員数は、大学設置基準上の必要専任教員数を十分に満たすものであり、1学年の学生6.7人に対して1人の教員という割合は、法学部としての少人数教育を十分に可能とする体制であるとともに確実に卒業生を送り出している。

教員は、法文化論講座、市民法学講座、現代法政策論講座又は公共政策論講座のいずれかの講座に所属し(平成29年度以降は人文社会科学部法学系(法学、公共政策学、交渉紛争解決学))、基礎法科目群、公法科目群、民法科目群、商法科目群、民事手続法科目群、刑事法科目群、社会法科目群、国際関係法科目群、政治学科目群、経済学科目群、アドバンスト科目群に分類される各種科目を担当する。

法学部の教育実施に関して、各年度の教育カリキュラムの実施に関する具体的な企画・立案は教務学生委員会が担当し、授業改善の取組についてはFD委員会が担当している。平成20年度カリキュラムの問題点を検証し、平成25年度から新カリキュラムを実施している。

さらに、平成 29 年度からは、低年次教育をグローバル・リーダー・カレッジで行う全学のグローバル・リーダー・コースの実施に伴って、同コース所属学生向けにカリキュラムの一部を修正した。(中期計画番号 8) また、同年度からの教養教育実施体制においては法学系の教員による法学部会が教員免許取得要件である「暮らしの中の憲法」を担当することになり、全学教育に対する法学系の貢献がさらに加わることとなった。

上記教育の実施については、教務学生員会や FD 委員会および教養教育法学部会および政治経済学部会内での審議及び各委員会を担当する教務担当との連携の下、教授会に提案・審議されることにより、教員の教育力の向上や職員の専門性向上のための効果に結びついている。

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由) 法学部の教育目的を実現するために必要な教員が配置され、法学部として提供すべき科目等、カリキュラム編成が堅実であり、教務学生委員会や FD 委員会を中心に問題点の改善に取り組んでおり、さらに全学の教養教育に対する貢献を適切に行っていることなどから、教育の実施体制として関係者の期待に応じていると判断する。

観点 教育内容・教育方法

(観点に係る状況)

法学部では、カリキュラムの方針及び学位授与の方針を定めて教育課程を編成している。法学部教育における授業科目には、全学の教員からなる教養教育実施本部が開講する教養教育と法学部で開講される専門教育(必修科目、選択必修科目、選択科目)があり、熊本大学において必要とされる外国語や情報教育などの教養教育に加えて、法学部において必要な各コース共通の科目を学ぶ 1・2 年次向け科目と、法学部の人材養成目的に適応した進路指向型の教育を行う 3・4 年次向けの科目とに大別され、卒業要件として 126 単位以上の取得が必要である。

法学部では、社会経済の構造変化と国際的な相互依存関係や世界的規模での競争の中で、市民社会の健全な発展に貢献し、職業人として指導的な役割を果たす人材を育成するために、幅広い教養に裏打ちされた批判的思考力と総合的判断力を修得させることを重視して、これを担う科目群として全学で共通に実施される教養教育科目を位置づけている。また、グローバル・リーダー・コースに関しては、グローバル・カレッジにおける低学年次教育がとりわけ国際的な視野を身につけるための教育として重要な役割を担っている。

法学部における専門教育として 1・2 年次に配当された専門科目は、法学と公共政策学を等しく学べるという本学部の特徴を示す科目群であり、法学部において必要とされる基本的科目と位置づけている。3・4 年次に配当された専門科目は、進路志向別コースに分かれ、法学・政治学・経済学の分野から精選された基本科目を共通に学習し、法学部の教育に必要な専門の基礎・基本と幅広い視野を身につけることを目的としている。1・2 年次には、少人数授業の基礎演習 I・II(必修科目)を設け、高等学校から大学への転換教育を行うとともに、法学と社会科学の基礎を学習し、社会に対する問題関心を涵養しつつ、学習リテラシー技法の基礎を修得させる。さらに、少人数教育を徹底充実させるために、3・4 年次には演習 I・II を設け、きめ細かな学習指導を行うとともに進路指導を行う。

法学部では、学生の多様なニーズに対応するためカリキュラムの考え方や特色にもとづく進路指向型の履修モデルを示して履修の便宜を図るとともに、熊本県立大学総合管理学部、熊本学園大学経済学部及び商学部との間で三大学間単位互換制度を導入して相互に学生の受け入れ及び派遣を行い、本学部では開講されていない科目の履修を可能にしており、制度の定着とともに法学部生の他大学での履修者数は増加傾向にある。

さらに、必修科目や選択必修科目の他に、選択科目として特殊講義を開講し、個々の学生の興味関心に応じて、法や公共政策の背景にある人間、社会、文化、歴史、思想に関する

る理解を広めつつ、さらに発展的な専門基礎を広範かつ重層的に学び、法的及び政策的な考え方の意義と限界についての理解を深めるため、特定の専門領域に偏らない均衡のとれた専門基礎能力を有する人材養成に配慮している。特殊講義については、各年度によって時宜にかなったものを開講テーマとしているため、開講数や内容は年度ごとに変更がある。

また、3年次には、職業体験を通して進路についての意識を確かなものにするための体験型・実習型科目としてインターンシップ（協定型及び公募型）を設けている。さらにグローバル人材養成の一環として海外インターンシップを設け毎年学生を派遣している。

法学部における教育方法としては、講義科目及び演習科目ともに詳細なシラバスを作成し、授業計画書として学生全員に配布している。また、ティーチング・アシスタント（TA）として大学院生を任用し、学生の学習・生活の相談、議論の活性化等に役立てている。学生の主体的な学習を促すため、教務学生委員会が4月のガイダンス時に学年毎に全体的な履修指導項目に基づいて指導を行うとともに、前学期及び後学期の最初の演習科目授業において授業担当者が教務委員会から示される履修指導書に基づいて個別的な指導を行っている。さらに、全学年に履修登録上限（CAP）を設定し、学生が主体的に予習・復習を行うための時間的余裕を与えている。演習担当教員はクラス担任として履修指導・成績管理・進路指導を行っている。また、オフィスアワーを設けて補充的学習に活用しており、GPA制度及び3年次進級や演習Ⅱの履修に一定の単位取得数の要件を設定するなどの、学習の進捗状況の数値化及び進級上の条件の設定等、主体的な学習を促す制度も活用した取組みを行っている。また、基礎演習Ⅰ・Ⅱの担当者会議や定例教授会日のFD懇談会時に効果的な教育方法の工夫が話し合われ、各授業にフィードバックしている。

（水準）期待される水準にある

（判断理由）カリキュラム編成方針及び学位授与方針を定め、必要な事項を学生便覧に掲載して周知するとともに、三大学単位互換制度、国内外のインターンシップ、講義科目と演習科目のバランスのとれた組合せ、履修指導、CAP制度、TAの採用、少人数教育による学習・進路支援などから、教育の内容及び方法として関係者の期待に込んでいると判断する。

分析項目Ⅱ 教育成果の状況

観点 学業の成果

（観点に係る状況）

平成16年度入学生から導入したCAP制、クラス担任制及びオフィスアワー制度の導入や、教養教育科目及び専門教育科目合計64単位以上の取得を3年次への進級要件として設定したことにより、低学年次に計画的に履修するための学習態度を身につけることを可能にしており、2年次から3年次への進級の割合は高い数値で継続している。さらに、4年次演習Ⅱ履修条件の設定により、3年次においても計画的履修を行うよう誘導していることから、卒業時の留年率は導入以前と比較して大きく低下した状況が継続している。また、進路支援委員会が実施している日弁連法務財団の「法学検定試験」を任意で受験する受験者も安定した数値を確保しており、合格率も全国平均を上回っている。これらの数値からも学生が身に付けた学力や資質・能力が向上していることは明らかである。さらに、本学部独自のGPAによる各学年成績優秀者表彰制度により一層の学力及び資質・能力の向上が図られている。

平成28年度と平成29年度の法学部卒業生に対して行った「学習成果に関するアンケート」調査によれば、「豊かな教養」「確かな専門性」「創造的な知性」「社会的な実践力」「グローバルな視野」「情報通信技術の活用力」「汎用的な知力」の各項目について、「身についた」と回答した学生の割合は、「身につかなかった」と回答した学生を大きく上回っており（「グローバルな視野」を除く。）、身に付けた能力及び学業の成果という点で評価でき

る。さらに、「授業改善のためのアンケート」結果からも、学生の総合評価は「非常に有意義であった」「有意義であった」との回答が「有意義でなかった」との回答を大幅に上回っていることから、入学時の学業に関する期待に対して、身に付けた学力、資質、能力及び教育上の成果や効果の向上があったものと評価できる。

新たな教育方法の成果として、平成 26 年 10 月 19 日に菊池恵楓園で行われた模擬裁判「菊池事件再審模擬裁判」を学生主体で開催し、大きな注目を集めた。この成果は、『法学セミナー』2015 年 2 月号の特別企画「法学部生による菊池事件模擬裁判」に担当教員 の原稿とともに法学部生 6 名の原稿が掲載されるなど、全国的にも評価されたが、この手法は今期中も各ゼミ等で継続的に取り入れて改善されており、平成 30 年度カリキュラムでは正規の授業科目とされるに至っている。また、学生が主体となって活動を行う「行事实行委員会」の活動や法学部公認サークル「志法会」、「熊法会」の活動も学業の成果として評価できる（資料 A-2-1-1-9）。なお、模擬裁判の実施や、「志法会」・「熊法会」の活動は可能な限り学生の自発性・積極性を引き出し、教員の指導を極力抑えたもので、効果的な教育方法の工夫といえる。（中期計画番号 5）

（水準）期待される水準を上回る。

（判断理由）進級の状況や留年率の状況に大きな変化はないが、法学検定の合格率、学習成果に関するアンケート、授業改善アンケート、教育 GP の獲得、教育 GP 活動の一端を示す書物の刊行、学生が主体となって企画立案する行事など、教育の成果として関係者の期待を上回ると判断する。

観点 進路・就職の状況

（観点到に係る状況）

法学部では、4 月のガイダンス時に卒業後の進路決定に必要な各学年次にやっておくべきことの説明を行っている。特に早い段階から卒業の進路決定に向けた準備や各学生の進路選択の参考になることを目的として 2 年次前期「職業選択と自己実現」を開講している。さらに社会への視野を広げることを目的として読売新聞西部本社による寄付講義「ジャーナリズムの現場から」を開講し、国内外で起こる種々の出来事を参考に進路選択に役立てている。さらに、法学部の同窓会「武夫原会」および熊本県の士業 4 団体による寄付講義「職業選択の実践」を実施して、法学部卒業後の具体的な職業実践および法学部生の進路として重要な士業国家試験と仕事内容について理解を深めさせている。また、3 年次・4 年次の少人数教育科目演習 I 及び演習 II においては、担当教員により丁寧な進路指導が行われている。

このような法学部における進路支援活動により、最近の主な進路先については、従来の国家公務員及び地方公務員、金融機関等の典型的な法学部卒業生の進路にとどまらない各種行政機関、情報通信・マスコミ・商社・金融、保険、製造・運輸・流通・建設・旅行と各業種の有力民間企業に決定しており、就職率も高い水準を維持している。また、減少傾向ながらも大学院への進学希望者も着実に進学先を決定している。

（水準）期待される水準にある。

（判断理由）卒業後の進路に関わる授業を提供し、演習科目における進路指導などの活動により、学生が希望する就職先への就職及び進学が堅実であることから、関係者の期待に込んでいると判断する。

4. 質の向上度の分析及び判定

(1) 分析項目Ⅰ 教育活動の状況

「重要な質の変化あり」

(判定結果) 改善・向上している。

(判断理由) 法学部の教育目的を実現するために必要な教員が配置され、法学部として提供すべき科目等、カリキュラム編成が堅実であり、教務学生委員会やFD委員会を中心に問題点の改善に取り組んでいること、さらにカリキュラム編成方針及び学位授与方針を定め、必要な事項を学生便覧に掲載して周知するとともに、三大学単位互換制度、国内外のインターンシップ、講義科目と演習科目のバランスのとれた組合せ、履修指導、CAP制度、TAの採用、クラス担任制、少人数教育による学習・進路支援、海外インターンシップなどの活動を引き続き実施し堅実に成果をあげるとともに、適切にカリキュラムを見直し、より高い水準の教育を目指した教育プログラムの開発を継続している。法学部の同窓会および士業団体による寄付講義によるキャリア教育、グローバル・リーダー・コースなど第二期中期目標期間には実施していなかった新たな教育活動に取り組んでおり、教育活動の状況は改善、向上している。

(2) 分析項目Ⅱ 教育成果の状況

「重要な質の変化あり」

(判定結果) 改善・向上している。

(判断理由) 進級の状況や留年率の状況に大きな変化はないものの、法学検定の合格率(全国3位の部門有り。)、学習成果に関するアンケート及び授業改善アンケートの調査結果、模擬裁判の実施など、第二期中期目標期間から開始した学生が主体となって企画・立案・実施する行事など学生に自発性や積極性を引き出す教育が定着してきており、また、卒業後の進路に関わる授業を提供や演習科目における進路指導などの積極的な活動により、学生が希望する就職先への就職及び進学等高い進路決定率を示しており、教育成果の状況は改善、向上している。

Ⅲ 社会貢献の領域に関する自己評価書

1. 社会貢献の目的と特徴

「熊本大学の地域社会との連携に係る基本方針」（平成 25 年 1 月 17 日学長裁定）において、熊本大学は、地域社会からの要請を的確に把握し、研究成果の公開、人的交流、諸施設の開放等を通して、産業育成、地域経済振興、教育及び文化の向上、医療・福祉の増進等に積極的に貢献するとともに、教育面における社会サービスの充実を図り、地域に開かれた大学としての役割を果たし、また地域社会が抱える課題を解決するため、自治体等の審議会・委員会への参画、課題解決に関する調査研究及びその成果に基づく政策提言、本学の教育研究成果の還元を行うことにより、地域活性化を推進する、と述べている。

このような全学の社会貢献の目的に沿って、法学部では、自治体等の審議会・委員会への参画やシンポジウムの開催、研修会や講演会の講師などを努める活動を推進している。

[想定する関係者とその期待]

以上の目的・特徴等に照らして本学部は、地域社会及び国際社会における公的機関や民間企業、その他の諸団体並びに本学部と関係する社会の人々を想定する関係者とし、本学部の教育研究に係る諸資源が関係者に貢献するという期待を受けている。

2. 優れた点及び改善を要する点の抽出

【優れた点】

自治体等の審議会・委員会への参画やシンポジウムの開催、研修会や講演会の講師の依頼の件数が多い点。

【改善を要する点】

各観点に照らし、社会貢献活動において改善を要する点はない。

3. 観点ごとの分析及び判定

分析項目 I 大学の目的に照らして、社会貢献活動が適切に行われ、成果を上げていること。

観点 社会貢献活動の目的に照らして、目的を達成するためにふさわしい計画や具体的方針が定められているか。また、これらの目的と計画が適切に公表・周知されているか。

（観点に係る状況）

熊本大学ウェブサイトで公表されている『熊本大学アクションプラン 2010』、『熊本大学の地域社会との連携に係る基本方針』等に示された全学の目的にしたがって、本学部も社会貢献活動を行っている。このうち、『熊本大学の地域社会との連携に係る基本方針』において掲げられている「教育面における社会サービスの充実」、「地域社会が抱える課題を解決するため、自治体等の審議会・委員会への参画」、「課題解決に関する調査研究及びその成果に基づく政策提言」、「本学の教育研究成果の還元」などの活動を兼業規則にしたがって実施し、社会貢献に努めている。（中期計画番号 31）

（水準）期待される水準にある。

（判断理由）学部独自で社会貢献活動の目的を達成するためにふさわしい計画や具体的方針が定めているわけではないが、熊本大学ウェブサイトで公表・周知されている全学の社会貢献活動に関する基本方針に従って、学部としての活動が行われている。

観点 計画に基づいた活動が適切に実施されているか。

（観点に係る状況）法学部では、教員が授業開放科目の担当や非常勤講師を引き受けることにより「教育面における社会サービスの充実」や「地域に開かれた大学としての役割」を果たすと同時に「本学の教育研究成果の還元」を行っている。また、自治体等の審議会・委員会への参画やシンポジウムの開催、研修会や講演会の講師など依頼があったものにつ

いては積極的に受諾するという方針に基づき、「課題解決に関する調査研究及びその成果に基づく政策提言」や「本学の教育研究成果の還元」を行っており、その活動は適切に実施されている。(中期計画番号 31)

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由) 非常勤講師、各種委員会委員、研修会・講演会等の講師の活動のほかに、シンポジウム等の開催を計画的に行っている。

観点 活動の実績及び活動への参加者等の満足度等から判断して活動の成果が上がっているか。

(観点に係る状況) 非常勤講師、審議会・委員会等の委員、研修会・講演会等の講師等の活動の実施に係る資料によれば、いずれにおいても再任・継続されることが多く、実績や満足度等の面で活動の成果が上がっている。また、講演会・シンポジウム等の開催においても平成 24 年度までに比べて開催件数が増加しており、特に平成 29 年 1 月 21 日のシンポジウム「熊本地震が提起する法・政策的課題」は、同年 6 月に『法学セミナー』誌に特集記事として採録されて全国的に注目を集めるなど、活動の成果が上がっている。(中期計画番号 31)

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由) 非常勤講師、審議会・委員会等の委員、研修会・講演会等の講師としての活動の再任・継続のほかに、講演会・シンポジウム等の開催における成果がある。

観点 改善のための取組が行われているか。

(観点に係る状況) 非常勤講師については各大学で実施されている授業アンケート等により改善の取組が行われており、審議会・委員会等の委員、研修会・講演会等の講師としての活動では、各教員個人の専門分野に対応して委員や講師を引き受けており、専門分野に応じて各教員の所属学会や研究会などで研鑽を積むことや依頼者側からの要望に対応することにより改善の取組が行われ、また、シンポジウム等の開催については、開催時のアンケート結果に基づく改善や、各教員の専門分野に応じた所属学会や研究会などで研鑽を積むことにより、改善の取組が行われている。(中期計画番号 32)

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由) 特に組織として改善のための取組を行っているものはないが、非常勤講師としての授業に限らず、各種委員会、研修会・講演会、シンポジウム等においても教員個人個人が改善のための取組を行っている。

分析項目Ⅱ 大学の目的に照らして、地域貢献活動が適切に行われ、成果を上げていること。

観点 大学の地域貢献活動の目的に照らして、目的を達成するためにふさわしい計画や具体的方針が定められているか。また、これらの目的と計画が適切に公表・周知されているか。

(観点に係る状況)

法学部独自の目的や計画及び具体的方針を定めているわけではないが、熊本大学ウェブページで公表されている『熊本大学アクションプラン 2010』、『熊本大学の地域社会との連携に

係る基本方針』に掲げられた全学の目的に従って地域貢献活動を行っている。とりわけ『熊本大学の地域社会との連携に係る基本方針』に掲げられている「地域社会との組織的な連携の強化」として、教育面における社会サービスの充実、地元自治体や各種団体からの依頼される委員等の活動については兼業規則に従って地域貢献に努めている。

(中期計画番号 32)

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由) 学部独自で地域活動の目的を達成するためにふさわしい計画や具体的方針が定めているわけではないが、熊本大学ウェブページで公表・周知されている全学の地域貢献活動に関する基本方針に従って、学部としての活動が行われている。

観点 計画に基づいた活動が適切に実施されているか。

(観点に係る状況)

教育面における社会サービスの充実としては法学部で開講している専門科目を授業開放科目として提供し、地元自治体や各種団体からの依頼される委員等の要請に対しては、当該委員会等の目的に照らして最も近い分野の教員を派遣するように務めている。また、地域貢献活動に関係する弁護士や税理士等を主要なメンバーとする研究会の開催については、年度計画を定めて適切に実施している。(中期計画番号 32)

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由) 授業開放、短期兼業、研究会開催など、いずれにおいても計画に基づいた適切な活動が行われている。

観点 活動の実績及び活動への参加者等の満足度等から判断して、活動の成果が上がっているか。

(観点に係る状況)

授業開放については、全学からの要請もあり、開放科目数の増加に努めるとともに、継続している開放科目においては一定の受講者があることから、活動の成果が上がっている。各種団体からの依頼による短期兼業についても継続依頼が多く、活動の成果は上がっている。(中期計画番号 31)

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由) 授業開放、短期兼業、研究会開催など、いずれにおいても継続して活動が行われている。

観点 改善のための取組が行われているか。

(観点に係る状況)

授業開放については、受講者によるアンケートなどにより改善が図られ、審議会・委員会等の委員については、各種団体からの依頼による短期兼業については、各教員の専門分野に応じた所属学会や研究会などで研鑽を積むことにより改善の取組が行われている。(中期計画番号 31)

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由) 授業開放、各種団体からの依頼による短期兼業など、いずれの活動においても改善の取組が行われている。

4. 質の向上度の分析及び判定

(1) 分析項目Ⅰ 大学の目的に照らして、社会貢献活動が適切に行われ、成果を上げていること

(判定結果) 改善・向上している。

(判断理由) 本学部は、『熊本大学の地域社会との連携に係る基本方針』に示された全学の目的にしたがって、同基本方針において掲げられている「教育面における社会サービスの充実」、「地域社会が抱える課題を解決するため、自治体等の審議会・委員会への参画」、「課題解決に関する調査研究及びその成果に基づく政策提言」、「本学の教育研究成果の還元」などの活動を行っている。具体的には、教員が授業開放科目の担当や非常勤講師を引き受けることにより「教育面における社会サービスの充実」や「地域に開かれた大学としての役割」を果たすとともに「本学の教育研究成果の還元」を行っており、また、自治体等の審議会・委員会への参画やシンポジウムの開催、研修会や講演会の講師などを努めることにより、「課題解決に関する調査研究及びその成果に基づく政策提言」や「本学の教育研究成果の還元」を行っており、その活動は適切に行っている。これらの活動が当該期間中を通じて大きな変動もなく継続していること及び再任の数も相当数あることから、本学部の社会貢献活動は、改善、向上している。

(2) 分析項目Ⅱ 大学の目的に照らして、地域貢献活動が適切に行われ、成果を上げていること。

(判定結果) 改善・向上している。

(判断理由) 本学部は、『熊本大学の地域社会との連携に係る基本方針』に掲げられた全学の目的に従って地域貢献活動を行っている。とりわけ『熊本大学の地域社会との連携に係る基本方針』に掲げられている「地域社会との組織的な連携の強化」として、教育面における社会サービスの充実、地元自治体や各種団体からの依頼される委員等の活動を通して地域貢献活動を行っている。具体的には、教育面における社会サービスの充実としては法学部で開講している専門科目を授業開放科目として提供し、地元自治体や各種団体からの依頼される委員等の要請に対しては、当該委員会等の目的に照らして最も近い分野の教員を派遣するように務めており、また、地域貢献活動に関係する弁護士や税理士等を主要なメンバーとする研究会の開催などを行っている。これらの活動は、いずれも当該期間中を通じて大きな変動もなく継続して実施され、かつ新たな活動の依頼もあることなどから、本学部の地域貢献活動は、改善、向上している。

IV 国際化の領域に関する自己評価書

1. 国際化の目的と特徴

法学部は、「熊本大学の国際化戦略・基本ポリシー」、すなわち、地方に立地する国際的に開かれた国立総合大学としての使命を果たすため、我が国において国際化の最先端を行く大学として、広く世界に認められるような国際的存在感のある「グローバルなアカデミックハブ（拠点大学）」を目指すという基本ポリシーに則り、法学部として、グローバル化する知識社会の中で各分野を牽引できる創造的人材の育成を目指すとともに、学生・教員のいずれもが「熊本から海外へ、海外から熊本へ」と、常に国境を越えて活躍することによって、アカデミアに新たな発教員による国際的な研究活動及び交流の推進、交流協定校との学生交流及び学術交流、学生の海想と刺激をもたらし、活力のみなぎる学部を目指し、さらに留学生の日本への理解の深化に努め、我が国の優れた学術・文化を適格に発信するよう努める。具体的な取組としては、学生の海外インターンシップを授業として単位化するとともに、国際奨学事業の推進、外留学及び留学生の受入れ等の推進に努めている。

[想定する関係者とその期待]

以上の目的・特徴等に照らして本学部は、本学部学生のほか、国際社会における公的機関や民間企業、その他の諸団体並びに本学部と関係する国際社会の人々を想定する関係者とし、本学部の教育研究に係る諸資源が関係者に貢献するという期待を受けている。

2. 優れた点及び改善を要する点の抽出

【優れた点】

内容が充実した海外インターンシップを実施している。

【改善を要する点】

本学部が海外インターンシップをはじめとする国際化の一層の展開を進めるには、現行のままではなく人員と予算の増加が改善を要する点である。

3. 観点ごとの分析及び判定

分析項目 I 目的に照らして、国際化に向けた活動が適切に行われ、成果を上げていること。

観点 国際化の目的に照らして、目的を達成するためにふさわしい計画や具体的方針が定められているか。また、これらの目的と計画が広く公表されているか。

(観点に係る状況)

毎年作成する学生便覧及び法学部案内に留学制度を掲載し、海外インターンシップ、国際奨学事業等による派遣学生については、全学及び法学部規則に則り公募した上で、派遣する学生については、渡航目的や学生の成績等を基礎資料として拡大国際交流委員会で選抜者の原案を作成し、教授会で審議及び承認している。(中期計画番号 40)

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由) 留学制度、海外インターンシップ、国際奨学事業等による学生の派遣については、計画や具体的方針が定められおり、これらの目的と計画が広く公表されている。

観点 計画に基づいた活動が適切に実施されているか。

(観点に係る状況)

グローバル化する知識社会の中で法学・公共政策学分野を牽引できる創造的人材の育成を目指して、交流協定校や海外インターンシップ及び国際奨学事業による学生の派遣を行うとともに、教員による国際的な研究活動及び交流を推進している。さらに本学の大学間又は部局間交流協定校との学生交流及び学術交流を実施するとともに、学生の海外留学及

び留学生の受入れ等については、いずれも計画に基づいて適切に実施されている。(中期計画番号 40, 41)

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由) 学生の派遣状況、教員による国際的な研究活動、交流協定校との学生交流及び学術交流などの活動状況から適切に実施されている

観点 活動の実績及び学生・研究者の満足度から判断して活動の成果があがっているか。

(観点に係る状況)

海外インターンシップ及び国際奨学事業による派遣学生については、派遣先での活動報告書などから成果が上がっている。教員による国際的な研究活動及び交流については、出張報告書や研究業績などにより成果が上がっている。(中期計画番号 40, 41)

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由) 海外インターンシップ派遣学生による報告会や国際奨学事業報告書における派遣学生の「得られた成果」の記述内容から、成果が上がっていると判断する。

観点 改善のための取り組みが行われているか。

(観点に係る状況)

海外インターンシップ及び国際奨学事業による学生の派遣については、学生から提出される申請書の内容について、申請の目的、渡航先での活動予定、安全性などを審査し、さらに学業成績を加味するなど、拡大国際交流委員会において、公正かつ公平な選抜を行うよう毎回改善のための取組が行われている。(中期計画番号 40)

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由) 国際交流委員会委員、学部長、副学部長及び海外インターンシップ担当教員で構成する拡大国際交流委員会で改善の取組が行われている。

4. 質の向上度の分析及び判定

分析項目 I 目的に照らして、国際化に向けた活動が適切に行われ、成果を上げていること。

(判定結果) 改善・向上している。

(判断理由) 本学部は、全学の国際戦略に則り、グローバル化する知識社会の中で法学・公共政策学分野を牽引できる創造的人材の育成を目指して、交流協定校や海外インターンシップ及び国際奨学事業による学生の派遣を行うとともに、教員による国際的な研究活動及び交流を推進している。さらに本学の大学間又は部局間交流協定校との学生交流及び学術交流を実施するとともに、学生の海外留学及び留学生の受入れ等については、いずれも計画に基づいて適切に実施されている。これらの国際化に向けた活動の中でも、とりわけ海外インターンシップ及び国際奨学事業による派遣学生については、第一期中期目標期間では実施していない活動であり、また派遣先での活動に関する報告書の内容からも成果が上がっているが明らかであり、国際化に向けた活動として、改善・向上している。

V 管理運営に関する自己評価書

1. 管理運営の目的と特徴

- ・法学部では、法学部としての教育・研究・社会貢献・国際化等の機能を発揮することを目的として下記のような管理運営体制の下で活動を行っている。
- ・本学部の管理運営体制として、法学部専任教員及び大学院法曹養成研究科と大学院社会文化科学研究科の一部教員からなる教授会を置き、学部の教育課程の編成に関する事項、学生の入学、卒業、学位の授与に関する事項、その他学部の教育又は研究に関する重要事項を審議している。また、社会貢献・国際化についても教員による委員会を組織して活動を行っている。
- ・事務組織として、教育研究推進部人文社会科学系事務課を置き、総務担当（3名）及び教務担当（2名）により教育研究のサポートを行っている。
- ・本学部在学生保護者で組織する法学部後援会を設置し、定期的に懇談会を実施し、要望のあった事項については適宜運営に取り入れている。
- ・学校教育法施行規則第172条に規定する教育情報を含め、本学部に係る教育研究活動の状況については、全学及び本学部ウェブサイトにて適切に公表している。
- ・本学部の教育研究活動の文・法学部棟については、平成21年度までに耐震化改修を完了しており、併せて安全管理・バリアフリー化の推進を図った。
- ・法学部図書室において、雑誌類を保管する書庫は開架制を取っており、学生が自由に閲覧し必要な資料を複写出来るようにしている。

[想定する関係者とその期待]

以上の目的・特徴に照らして、本学部では、受験生、在学生及びその家族、卒業生、学生の就職先企業及び関係諸団体を想定し、在校生からは快適な学習環境（施設設備等）を提供すること、受験生からは本学部の活動状況等の具体的情報を、広く、かつ迅速に発信すること、在学生の家族、卒業生、学生の就職先企業及び関係諸団体からは、大学・学部の各種情報を提供すること等の期待を受けている。

2. 優れた点及び改善を要する点の抽出

【優れた点】

- ・教育研究設備における安全面（耐震化等安全確保）及びバリアフリー化等が行き届いており、危機管理（災害発生時等）への対応も十分に行われている。
- ・学生・保護者等からの要望を聴取し、運営（改善）に反映される仕組みが構築されている。

【改善を要する点】

・文・法学部棟における未改修施設の老朽化や、音響機材・設備の陳腐化により教育面等において支障が生じているため、改善が必要である。

3. 観点ごとの分析及び判定

分析項目 I 管理運営体制及び事務組織が適切に整備され機能していること

観点 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

（観点に係る状況）

本学部においては、法学部専任教員及び大学院法曹養成研究科と大学院社会文化科学研究科の一部教員からなる教授会を置き、教育・研究に関する重要事項を審議している。教授会の下には委員会組織を置き、学部執行部、さらには全学委員会との連携を図っている。

また、事務組織として課長、副課長（2名）、総務担当（3名）及び教務担当2名）を配置している。さらに、学部の研究・教育の支援業務を分掌する研究事務室（法学部図書室）に助手（1名）を配置している。

管理運営組織、事務組織はともに適正な規模・機能を有しており、かつ、学部内の関係委員会組織とも有機的連携体制を構築している。

危機管理に係る組織的対応として、研究費の不正防止については「国立大学法人熊本大学における研究不正の防止等に関する規則」に基づき、本学部を含む人文系四部局において管理体制を構築している。また、災害への備えとしては、緊急連絡網を整備し不測の事態に備えるとともに、自衛消防組織を編成し、隔年で消防・防災訓練を実施しており、多数の学生・教職員（平成 29 年度は約 110 名）が参加している。（中期計画番号 78）

（水準）期待される水準にある。

（判断理由）本学部は、教育課程、人事等に係る事項を審議する教授会を置き、その下に 12 の常置委員会を設置している。教授会、常置委員会及び事務組織は有機的連携体制を構築しており、いずれの組織も適正な規模・機能を有している。また、危機管理面においても、研究費不正等のコンプライアンス及び災害への備え等に対し組織的に対応している。以上のことから、関係者から期待される水準にあると判断する。

観点 構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。

（観点に係る状況）

学生からの意見を聴取する場として、学長と学生との懇談会が例年定期的実施されている。各学部の学生代表が参加し、学習環境、生活面等様々な要望事項について意見交換を行っており、可能なものについては部局又は全学的に対応している。また、部局限りで対応可能な事項については、関係委員会等で検討の上、積極的に対応している。

また、本学部は、在籍する学生の保護者で組織する法学部後援会を設置し、当該役員と学部執行部による懇談会を定期的開催し、保護者からの意見やニーズの把握に努め、運営に反映させている。

担当教員による高校訪問、OB、OG、企業訪問等の広報活動や就職支援活動を通じ、卒業生、学生の就職先企業及び関係諸団体からの本学部への期待や要望の収集に努めているほか、事務職員については、教授会、各種委員会等に担当者が陪席することにより、適時意見等を提示・提案している。

（水準）期待される水準にある。

（判断理由）本学部は、学生及び学外関係者から意見を聴取する場を定期的設定し、ニーズの把握に努めるとともに、適切に管理運営に反映させている。特に在学生保護者に関しては、学部執行部と保護者代表との意見交換を実施し、情報提供・収集に努めており、可能なものについては適宜運営に反映させている。以上のことから、関係者から期待される水準にあると判断する。

観点 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取り組みが組織的に行われているか。

（観点に係る状況）

学部長及び副学部長は、教育研究・管理運営に係る全学委員会等、大学運営の根幹となる主要委員会の構成員となっている。また、本学部は 14 の常置委員会を設置し、執行部以外の構成員は役職を問わず延べ約 60 名が委員会業務に携わっている。常置委員会委員長は概ね関連する全学委員会委員を兼ねており、執行部と同様、全学の政策決定過程を踏まえた多面的な視点から学部の運営・管理を行うことにより、組織としての資質向上に努めている。全学委員会等で得た情報、新規ルール等については、各委員より教授

会で個別に報告が行われ、周知されている。

また、全学教職員を対象とした情報セキュリティ研修等の各種研修の受講や、事務職員については、各職域に応じた研修の受講を組織として積極的に推進しており、学内はもとより学外への研修にも多数参加する等、資質の向上と自己研鑽に努めている。(中期計画番号 64)

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由) 本学部教員は、全学の政策決定過程へ参画等により、組織を運営・管理するための必要な資質向上を図っている。また、事務職員についても毎年職域ごとに学内外の研修に積極的に参加し、自己研鑽に努めている。以上のことから、関係者から期待される水準にあると判断する。

分析項目Ⅱ 活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が実施されているとともに継続的に改善するための体制が整備され、機能していること。

観点 活動の総合的な状況について、根拠となる資料・データ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

(観点に係る状況)

本学部では、組織の活動の活性化を目的として、全学的な自己点検・評価として「組織評価」を定期的(第1回:平成19年度、第2回:平成26年度、第3回:平成30年度予定)に実施し、公表している。

また、全学的に実施される法人評価及び認証評価のための自己点検評価も定期的を実施しており、法学部評価委員会を中心に組織的取り組みを行っている。

同様に全学的な自己点検・評価として、教員の個人活動評価を実施している。本評価は各教員が教育・研究・社会貢献・管理運営の各領域について毎年度目標を立て、年度終了時にその達成状況を自己評価し、さらに3年サイクルで部局長が各教員の評価を行う制度であり、各教員の資質向上を図るとともに、組織としての教育・研究の活性化に繋がっている。(中期計画番号 70, 72)

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由) 本学部は組織評価を実施し、評価結果については本学ウェブサイトにて公表している。また、各教員は毎年度、教員個人活動評価を実施し、組織における教育・研究活動の活性化に繋げている。なお、本学部教員の評価データ入力率は100%である。以上のことから、期待される水準にあると判断する。

観点 活動の状況について、外部者(当該大学の教職員以外の者)による評価が行われているか。

(観点に係る状況)

本学部では、全学的に実施される法人評価、認証評価の自己評価を実施し、法人評価は国立大学法人評価委員会(毎年度及び第1期:平成21年度、第2期:平成28年度)に、認証評価(第1回:平成21年度、第2回平成27年度)は認証評価機関に定期的に評価を受けている(資料 E-1-2-1-4)。また、平成26年度に実施した組織評価では、経営協議会で検証を行なっている。(中期計画番号 70, 71)

さらに、評価とは直接の関係にはないが、本学部には在学生保護者による後援会を設置しており、本学部の運営等に関し意見を聴取する制度を設けている。

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由) 本学部では、全学的に実施される法人評価、認証評価の自己評価を実施し、法人評価は国立大学法人評価委員会に、認証評価は認証評価機関（第1回は大学評価・学位授与機構）に定期的に評価を受けている。また、平成26年度に実施した組織評価では、経営協議会で検証を行っている。さらに、在学生保護者による後援会を設置し、本学部の運営等に関し意見を聴取する制度を設けている。以上のことから、関係者から期待される水準にあると判断する。

観点 評価結果がフィードバックされ、改善のための取り組みが行われているか。

(観点に係る状況)

全学的に実施する自己点検・評価である組織評価において、第1回評価実施後、主に改善を要する事項として評価した項目を中心に、学長から学部長へ改善勧告が出された。これを受け、本学部では課題の把握に努めるとともに、その後複数年にわたるフォローアップにより改善の取組みを行った。また、教員の個人活動評価においては、3年ごとの部局長による評価の際、評価結果としてコメントを付して各教員へフィードバックしている。

(中期計画番号 70)

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由)

自己点検・評価実施に際しては、その評価結果に基づき、改善に向けた取組みを行っている。組織評価においては複数年にわたるフォローアップを行い、教員の個人活動評価においては、部局長から各教員へ対し評価結果を通知する際、コメントを付してフィードバックしている。以上のことから、関係者から期待される水準にあると判断する。

分析項目Ⅲ 教育研究活動等についての情報が、適切に公表されることにより、説明責任が果たされていること。(教育情報の公表)

観点 目的(学士課程であれば学部、学科または課程ごと、大学院であれば研究科または専攻等ごとを含む。)が適切に公表されるとともに、構成員(教職員及び学生)に周知されているか。

(観点に係る状況)

本学部の目的は、熊本大学ウェブサイトに掲載し、広く社会に公表している。また、構成員(教職員及び学生)に対しては、各年度作成する学生便覧に掲載し周知を図っており、新入生に対してはガイダンス実施時に周知を図っている。なお、学生便覧については毎年度全ての構成員に配布している。(中期計画番号 72)

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由) 本学部の目的は、大学ウェブサイトにて広く社会に公表しており、学部内においては、学生便覧に掲載することにより周知に努めている。以上のことから、期待される水準にあると判断する。

観点 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表・周知されているか。

(観点に係る状況)

本学部における入学者受入方針(アドミッションポリシー)については、学生募集要項、本学部ウェブサイト及び法学部案内(パンフレット)等により、受験生に限らず広く社会に公表・周知している。また、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針については、大学ウェブサイトにて公表するとともに、毎年度作成し全構成員へ配布する法学部学生便覧に記載し、周知を図っている。(中期計画番号 72)

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由) 入学者受入方針(アドミッションポリシー)については、学生募集要項等により、受験生をはじめ広く社会に公表・周知している。また、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針については、大学ウェブサイト及び法学部学生便覧にて公表し、周知を図っている。以上のことから、期待される水準にあると判断する。

観点 教育研究活動等についての情報(学校教育法施行規則第172条に規定される事項を含む。)が公表されているか。

(観点に係る状況)

熊本大学における教育研究活動の情報については、大学ウェブサイトにて全学的に公表されており、これは学校教育法施行規則第172条に規定する各項目をもれなく網羅するものである。さらに、本学部の教育研究活動状況等については、法学部ウェブサイトにおいて適切に公表している。(中期計画番号72, 74)

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由) 学校教育法施行規則第172条に規定される項目を含む教育情報については、大学ウェブサイトに掲載し、公表している。さらに本学部における教育研究活動については、本学部ウェブサイトに適切に公表している。以上のことから、期待される水準にあると判断する。

分析項目Ⅵ 教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備等が整備され、有効に活用されていること。(施設・設備)

観点 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。

(観点に係る状況)

教育研究活動は、主に文・法学部棟を拠点に展開しており、それぞれ有効に活用している。また、耐震化への対応として、文・法学部棟は本館第Ⅰ期改修を平成20年度に、本館第Ⅱ期改修を平成21年度に終えており、全ての建物について耐震化に対応している。バリアフリー化についても、ほぼ全ての出入口にスロープを整備するとともに、多目的(障がい者用)トイレ及びエレベーターも併せて設置している(資料Z-1-4-1-2)。安全面に関しては、全ての出入口で夜間等自動施錠システムを導入しており、併せて、警備員による夜間巡回も実施している。平成25年度は、法学部図書室の夜間開室等に伴う防犯対策として、新たに非常時警報装置を設置した。

平成29年度には防犯カメラを文法棟内の適切な場所に設置した。(中期計画番号75)

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由) 文・法学部棟においては、施設・設備の有効活用、建物の耐震化・バリアフリー化及び安全・防犯面等について、十分な配慮がなされている。特筆すべきは、全館ほぼ全ての出入口及び事務室出入口にスロープを整備し、多目的トイレやエレベーターを設置する等、バリアフリー化が十分に行き届いている点である。以上のことから、期待される水準にあると判断する。

観点 教育研究活動を展開する上で必要な ICT 環境が整備され、有効に活用されているか。

(観点に係る状況)

従来、文・法学部南棟においては、建物の老朽化に加え、ネットワーク設備も旧式のものが敷設されており、これにより生じる教育研究活動への影響が積年の課題であった。この解消のため、かねてより学内営繕要求を行っていたところ、平成 25 年度予算により LAN 配線改修工事が実施され、これによりネットワーク環境の大幅な改善が図られた。また、無線 LAN 増設も順次行っており、現在、文・法学部棟における無線 LAN のアクセスポイントは 24 カ所あり、研究室はもとよりゼミ室や学生ロビー等、建物内のあらゆる場所で利用が可能となるなど、ICT 環境の整備・充実に努めている。(中期計画番号 77)

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由) 文・法学部棟においては、南棟の LAN 配線改修や、学内無線 LAN のアクセスポイントを多数設置し、ネットワーク環境の整備を図り、ICT 環境の充実に努めている。以上のことから、期待される水準にあると判断する。

観点 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

(観点に係る状況)

本学部には法学部図書室が整備され、雑誌、判例集、法令集、統計資料等の雑誌資料を保管している。雑誌類を保管する書架は開架制を取っており、学生でも自由に閲覧が可能となっている。また、図書室内には複写機 4 台を設置し、その場で必要資料の複写を行うことが出来る。図書室の開室時間等は、学生のニーズ・要望等に合わせて随時見直しを図っており、学生等に有効に活用されている。(中期計画番号 14)

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由) 法学部図書室は、法学部研究事務室の管理の下、雑誌、判例集、法令集、統計資料等を系統的に整備している。また、利用する学生等に対しても様々な便宜を図っており、有効に活用されている。以上のことから、期待される水準にあると判断する。

観点 自主学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

(観点に係る状況)

本学部における自主学習環境として、法学部学生自習室、自主ゼミ室及び教育プロジェクト推進室等を整備している。自習室には、キャレル付きの個人学習スペース 24 席を整備し、授業の予習復習、各種資格試験等の自習学習スペースとして有効に活用されている。また、自主ゼミ室、プロジェクト推進室はグループ討論に、学生ロビーは学生の自習室・談話室として利用されている。また、各室とも無線 LAN を整備し、夜間も 22 時まで開放している。(中期計画番号 14)

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由) 本学部における自主学習環境として、学生自習室、自主ゼミ室等を整備し、有効に活用されている。上記以外においても、授業の空き時間は各講義室も開放しており、学生の予習・復習等に活用されている。以上のことから、期待される水準にあると判断する。

4. 質の向上度の分析及び判定

- (1) 分析項目Ⅰ 管理運営体制及び事務組織が適切に整備され機能していること。
 (判定結果) 改善・向上している。
 (判断理由) 事務組織については、平成 22 年度の事務改編に伴い、業務の総点検を実施し、第 1 期中期目標期間（以下、第 1 期。）に比して大幅な効率化・合理化を図った。危機管理については、消防・防災訓練の実施（平成 23、25 年度）やコンプライアンス体制の構築等、第 1 期にはなかった新たな取組みを行った点等において、改善・向上していると判断する。
- (2) 分析項目Ⅱ 活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が実施されているとともに、継続的に改善するための体制が整備され、機能していること。
 (判定結果) 質を維持している。
 (判断理由) 全学的に実施される法人評価、認証評価の自己評価を実施し、法人評価は国立大学法人評価委員会に、認証評価は認証評価機関に定期的に評価を受けている。また、平成 26 年度に実施した組織評価では、経営協議会で検証を行っている。さらに、本学部には在学生保護者による後援会を設置しており、本学部の運営等に関し意見を聴取する制度を設けている。以上のことから、質を維持していると判断する。
- (3) 分析項目Ⅲ 教育研究活動等についての情報が、適切に公表されることにより、説明責任が果たされていること。(教育情報の公表)
 (判定結果) 質を維持している。
 (判断理由) 教育情報の公表については、熊本大学ウェブサイトにて全学的に公表されており、これは学校法施行規則第 172 条に規定する各項目をもれなく網羅している。さらに本学部の状況については、ウェブサイトにおいて、教育研究活動その他について適切に公表している。以上のことから、質を維持していると判断する。
- (4) 分析項目Ⅳ 教育研究組織泳ぎ教育課程に対応した施設・設備等が整備され、有効に活用されていること。(施設・設備)
 (判定結果) 質を維持している。
 (判断理由) 施設・設備の状況については、建物整備（耐震化・バリアフリー化等）、ICT 環境、図書室、自主学習環境ともに整備・充実を図っている。特にバリアフリー化については第 1 期（平成 21 年度）の建物改修により、十分な整備が行われている。また、ICT 環境についても、第 1 期に比して学内無線 LAN の増設等によるネットワーク環境の整備が図られている。以上のことから、質を維持していると判断する。

VI 男女共同参画に関する自己評価書

1. 男女共同参画の目的と特徴

法学部の男女共同参画についての目的は、熊本大学男女共同参画推進基本計画（平成19年3月策定）の目標（男女共同参画社会の実現を目指した就労・就学環境整備、人材育成、教育・研究の充実）と基本方針に基づき、全学的取組みへの参加と協力を通じて「全学一体となって具体的な取組みを計画的に推進して行くこと」（同基本計画）に寄与することにある。

部局として策定した「熊本大学男女共同参画推進基本計画にかかる法学部における取り組み指針」（平成20年2月20日）は、全学「基本計画」を踏まえ、①男女の機会均等の実現、②男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し、意識改革の推進、③就労・就学と家庭生活との両立支援、④政策・方針決定過程への女性の参画の拡大、⑤男女共同参画を推進する教育・研究の充実、⑥ジェンダーの視点による学内の調査・分析、統計及び情報の提供、⑦推進体制の整備によって構成されている。全学的取組みへの参加と協力を謳うとともに、新規採用の女性教員割合の数値目標の設定（平均3割超）、教員の公募要領への男女共同参画事項の明示、「育児に係る研究支援事業」の人文・社会科学分野および男性研究者への対象者拡大、専門教育におけるジェンダー関連科目の開設、女性教職員への職務配分の偏りの是正など、全学的にも率先事例や問題提起となる項目が盛り込まれた点に特徴がある。これらの項目のいくつかは、平成21年度において学部レベルまたは全学レベルで実現され、第2期中期目標期間を通じて維持されている。

部内の推進体制として「法学部男女共同参画推進委員会」を設け、全学への進捗状況報告に合わせて、毎年度の取組みと状況確認作業を行っている。委員構成に関して、部局構成員全体に目配せできるように委員3名のうち1名を事務系職員としている点が特徴である。

[想定する関係者とその期待]

以上の目的・特徴に照らして、在学生および教職員からは、性別にかかわらずその個性と能力が十分に発揮できる教育・研究・就労・就学にかかる内容の充実と環境の整備が期待され、地域社会や様々な事業体からは、男女共同参画についての見識を持ち社会で活躍できる人材の育成が期待されている。

2. 優れた点及び改善を要する点の抽出

【優れた点】

新規教員採用における女性割合についての数値目標（3割）を大幅に上回り、教員構成全体でもクリティカル・マスといわれる3割の水準に達している点。平成27年度に女子の准教授を2名教授に昇任させており、管理職の比率も上昇している。

【改善を要する点】

各観点に照らし、特に改善を要する点はみあたらない。

3. 観点ごとの分析及び判定

分析項目Ⅰ 方針等に照らして、男女共同参画推進に向けた活動が適切に行われていること。

観点 男女共同参画推進の方針等に照らして、当該方針等に基づいた活動が適切に実施されているか。

（観点到る状況）

熊本大学男女共同参画推進基本計画にかかる法学部における取り組み指針に沿い、男女共同参画に関する全学レベルでの政策形成と取り組みに参加・協力することを通じて、就労・就学環境の整備に努めた。現在、大学全体の取り組みとして、学内保育施設の運営、病児保育事業、育児に係る研究支援事業、育児・介護支援などの休業制度・短時間勤務制度・特別有給休暇制度、ハラスメント相談、介護相談など、様々な事業が展開されている。

「全学的な男女共同参画推進フォーラム」をはじめ全学が主催・共催するシンポジウム等に参加するとともに、学部長裁量経費などにより、日本学術会議主催「学術における男女共同参画推進の加速化に向けて」などにも参加して情報収集と課題の理解に努めてきた。

学部独自の試みとして公募要領に男女共同参画視点からの記述を設けたが、その後全学レベルでも同様の措置が採用され、今日にいたっている。数値目標として掲げた新規採用に占める女性の割合については、現在までのところ目標を上回っており、教員構成でも3割に達した。これは、他の国立大学の法学系部局と比較しても高い水準にある。（中期計画番号 54, 55）

（水準） 期待される水準を上回る

（判断理由）全学的な取り組みの成果として、子育て、介護、各種相談体制など教職員・学生への支援体制が充実した。このことは全学的取り組みへの参加と協力を掲げる法学部の方針と合致する。

学部レベルでは、政策・方針決定過程への女性の参画拡大について、新規採用の女性教員の割合が平成22年以降で55.6%（新規採用9名中5名）となり、掲げた数値目標（3割）を大きく超えた。さらに、平成29年度では、全体の女性教員比率も3割を超え（34.2%）、教授会構成員（教授、准教授、講師）に限っても32.4%となっており、クリティカル・マスの水準に達している。

平成27年度に女子の准教授を2名教授に昇任させており、管理職の比率も上昇している。

これらのことから、男女共同参画推進の方針にもとづいた活動が適切に行われ、成果の状況も極めて良好であり、関係者の期待を上回ると判断される。

4. 質の向上度の分析及び判定

【重要な質の変化あり】

(1) 分析項目(方針に照らして、男女共同参画推進に向けた活動が適切に行われていること)

学部の方針に基づいて、第2期中期目標期間を通じて、男女共同参画推進にかかる全学的取組みに参加・協力する姿勢を維持してきた。学部レベルの変化では、とりわけ女性教員比率に関して、18.8%(平成21年4月1日現在)から34.2%(平成29年4月1日現在)へと大幅に上昇した。この教員構成における変化によって、政策決定過程での多様な視点の確保や学生に対するロールモデルの提示など直接的間接的効果が生み出されるものと評価している。

以上の点から、男女共同参画推進に向けた活動に関して、「大きく改善、向上し、高い質を維持している」と判断する。